資料3

九度山町
介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
（令和元年10月施行版）

要支援者については、平成29年4月以降に認定の更新等により要支援認定を受けた方についてのみ、総合事業のサービスコード表を使用します（認定の更新等までは、従前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護のサービスコードを使用します。）。
移行期間中は、予防給付と総合事業が混在しますのでご注意ください。

訪問型サービス

1　九度山町訪問型サービス（みなし）サービスコード表（サービス種類コードA1）
平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

2　九度山町訪問型サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コードA2）
平成29年4月以降の九度山町訪問介護相当サービス指定事業者（平成27年4月以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者など）が使用します。

通所型サービス

3　九度山町通所型サービス（みなし）サービスコード表（サービス種類コードA5）
平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

4　九度山町通所型サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コードA6）
平成29年4月以降の九度山町通所介護相当サービス指定事業者（平成27年4月以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業者など）が使用します。

介護予防ケアマネジメント（参考）

5　九度山町介護予防ケアマネジメントサービスコード表（サービス種類コードAF）
九度山町から介護予防ケアマネジメントの委託を受けた居宅介護支援事業者が使用します。

A1　九度山町訪問型サービス（みなし）サービスコード表（みなし指定事業所：平成２７年３月３１日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業所）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ　訪問型サービス費（みなし）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）1,172単位		1,172	1月につき
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	1,055	
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）39単位		39	1日につき
A1	2114	訪問型サービスⅠ・日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	35	
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ　訪問型サービス費（みなし）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度）2,342単位		2,342	1月につき
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	2,108	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度）77単位		77	1日につき
A1	2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	69	
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ　訪問型サービス費（みなし）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）3,715単位		3,715	1月につき
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	3,344	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）122単位		122	1日につき
A1	2324	訪問型サービスⅢ・日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	110	
A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ　訪問型サービス費（みなし）（Ⅳ）	事業対象者・要支援2（週1回程度）267単位※1月の中で全部で4回		267	1回につき
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一			者20人以上にサービスを行う場合　×90%	240	
A1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ　訪問型サービス費（みなし）（Ⅴ）	事業対象者・要支援1・支援2（週2回程度）271単位※1月の中で全部で5回から8回まで		271	
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	244	
A1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ　訪問型サービス費（みなし）（Ⅵ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回を超える程度）286単位※1月の中で全部で9回から12回まで		286	
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	257	
A1	1411	訪問型短時間サービス	ト　訪問型サービス費（みなし）（短時間サービス）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）166単位※1月につき22回まで		166	
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	149	
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の　15%加算		1月につき
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の　15%加算		1日につき
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の　15%加算		1回につき
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の　10%加算		1月につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の　10%加算		1日につき
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の　10%加算		1回につき
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の　5%加算		1月につき
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の　5%加算		1日につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の　5%加算		1回につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ　初回加算		200単位加算	200	1月につき
A1	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ　生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）　100単位加算	100	
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）　200単位加算	200	
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ　介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　所定単位数の137/1000　加算		
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　所定単位数の100/1000　加算		
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　所定単位数の 55/1000　加算		
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　（3）で算定した単位数の　90%　加算		
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　（3）で算定した単位数の　80%　加算		
A1	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル　介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）　所定単位数の 63/1000　加算		
A1	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(5)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）　所定単位数の 42/1000　加算		

網掛け部分は、九度山町では使用しません

A2　九度山町訪問型サービス（独自）サービスコード表（新規事業所：平成２７年４月１日以降に開設した事業所）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ　訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）		1,172	1月につき
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一		1,172単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	1,055	
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）		39	1日につき
A2	2114	訪問型サービスⅠ・日割・同一		39単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	35	
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ　訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度）		2,342	1月につき
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一		2,342単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	2,108	
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度）		77	1日につき
A2	2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一		77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	69	
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ　訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）		3,715	1月につき
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一		3,715単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	3,344	
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）		122	1日につき
A2	2324	訪問型サービスⅢ・日割・同一		122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	110	
A2	2411	訪問型サービスⅣ	ニ　訪問型サービス費（独自）（Ⅳ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）		267	1回につき
A2	2414	訪問型サービスⅣ・同一		※1月の中で	物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	240	
A2	2511	訪問型サービスⅤ	ホ　訪問型サービス費（独自）（Ⅴ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度）		271	
A2	2514	訪問型サービスⅤ・同一		271単位 ※1月の中で全部で8回から8回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	244	
A2	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ　訪問型サービス費（独自）（Ⅵ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回を超える程度）		286	
A2	2624	訪問型サービスⅥ・同一		286単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	257	
A2	1411	訪問型短時間サービス	ト　訪問型サービス費（独自）（短時間サービス）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）		166	
A2	1414	訪問型短時間サービス・同一		166単位 ※1月につき22回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	149	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の　15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の　15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の　15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の　10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の　10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の　10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の　5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の　5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の　5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ　初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ　生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)　100単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)　200単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ　介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　所定単位数の137/1000　加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　所定単位数の100/1000　加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　所定単位数の 55/1000　加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　(3)で算定した単位数の　90%　加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)　(3)で算定した単位数の　80%　加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル　介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　所定単位数の　63/1000　加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　所定単位数の　42/1000　加算		

網掛け部分は、九度山町では使用しません

A5　九度山町通所型サービス（みなし）サービスコード表（みなし指定事業所：平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた事業所）

網掛け部分は、九度山町では使用しません

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A5	1111	通所型サービス1	イ　通所型サービス費（みなし）	事業対象者・要支援1		1,655単位	1,655	1月につき
A5	1112	通所型サービス1日割				54単位	54	1日につき
A5	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2		3,393単位	3,393	1月につき
A5	1122	通所型サービス2日割				112単位	112	1日につき
A5	1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	380単位	380	1回につき
A5	1123	通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位	391	
A5	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の　5%　加算		1月につき
A5	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の　5%　加算		1日につき
A5	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の　5%　加算		1回につき
A5	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240　単位加算	240	1月につき
A5	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（みなし）を行う場合		事業対象者・要支援1	376単位減算	−376	
A5	6106	通所型サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	−752	
A5	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ　生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	
A5	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ　運動器機能向上加算			225単位加算	225	
A5	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ　栄養改善加算			150単位加算	150	
A5	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ　口腔機能向上加算			150単位加算	150	
A5	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ　選択的サービス複数実施加算	（1）選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A5	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A5	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A5	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		（2）選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A5	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト　事業所評価加算			120単位加算	120	
A5	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅰ11	チ　サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A5	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A5	6101	通所型サービス提供体制加算Ⅰ21		（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48	
A5	6102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位加算	96	
A5	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A5	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A5	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算1	リ　生活機能向上連携加算			200単位加算	200	
A5	4003	通所型サービス生活機能向上連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合		100単位加算	100	
A5	6201	通所型サービス栄養スクリーニング加算	ヌ　栄養スクリーニング加算（6月に1回を限度）			5単位加算	5	1回につき
A5	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	リ　介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の59/1000　加算		1月につき
A5	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の43/1000　加算		
A5	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の23/1000　加算		
A5	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の　90%　加算		
A5	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		(3)で算定した単位数の　80%　加算		
A5	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヲ　介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の12/1000　加算		
A5	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の10/1000　加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
A5	8001	通所型サービス1・定超	イ　通所型サービス費（みなし）	事業対象者・要支援1		1,655単位	定員超過の場合 × 70%	1,159	1月につき
A5	8002	通所型サービス1日割・定超				54単位		38	1日につき
A5	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2		3,393単位		2,375	1月につき
A5	8012	通所型サービス2日割・定超				112単位		78	1日につき
A5	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	380単位		266	1回につき
A5	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位		274	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
A5	9001	通所型サービス1・人欠	イ　通所型サービス費（みなし）	事業対象者・要支援1		1,655単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,159	1月につき
A5	9002	通所型サービス1日割・人欠				54単位		38	1日につき
A5	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2		3,393単位		2,375	1月につき
A5	9012	通所型サービス2日割・人欠				112単位		78	1日につき
A5	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	380単位		266	1回につき
A5	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位		274	

A6 九度山町通所型サービス（独自）サービスコード表（新規事業所：平成27年4月1日以降に開設した事業所）

網掛け部分は、九度山町では使用しません

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
A6	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1			1,655単位	1,655	1月につき
A6	1112	通所型サービス1日割					54単位	54	1日につき
A6	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2			3,393単位	3,393	1月につき
A6	1122	通所型サービス2日割					112単位	112	1日につき
A6	1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		380単位	380	1回につき
A6	1123	通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		391単位	391	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算				240 単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合		事業対象者・要支援1		376単位減算	−376	
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2		752単位減算	−752	
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100	
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算				225単位加算	225	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算				150単位加算	150	
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算				150単位加算	150	
A6	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善		480単位加算	480	
A6	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上		480単位加算	480	
A6	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	480	
A6	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700単位加算	700	
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算				120単位加算	120	
A6	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	事業対象者・要支援1		72単位加算	72	
A6	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2		144単位加算	144	
A6	6101	通所型サービス提供体制加算Ⅰ21		(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	事業対象者・要支援1		48単位加算	48	
A6	6102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2		96単位加算	96	
A6	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(1)サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1		24単位加算	24	
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2		48単位加算	48	
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算1	リ 生活機能向上連携加算				200単位加算	200	
A6	4003	通所型サービス生活機能向上連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合			100単位加算	100	
A6	6201	通所型サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算（6月に1回を限度）				5単位加算	5	1回につき
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の59/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の23/1000 加算		
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）			（3）で算定した単位数の 90% 加算		
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）			（3）で算定した単位数の 80% 加算		
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の12/1000 加算		
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の10/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
A6	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1		1,655単位	定員超過の場合 × 70%	1,159	1月につき
A6	8002	通所型サービス1日割・定超				54単位		38	1日につき
A6	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2		3,393単位		2,375	1月につき
A6	8012	通所型サービス2日割・定超				112単位		78	1日につき
A6	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	380単位		266	1回につき
A6	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位		274	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1		1,655単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,159	1月につき
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠				54単位		38	1日につき
A6	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2		3,393単位		2,375	1月につき
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠				112単位		78	1日につき
A6	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	380単位		266	1回につき
A6	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位		274	

AF　九度山町介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
AF	2111	介護予防ケアネジメント	イ　介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2　431単位	431	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ　初回加算	300単位加算	300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位加算	300	